

10月からの消費税増税の準備はお済みですか？

やらなきゃいけないポイントは2つ

税率アップへの対応

軽減税率への対応

1. 税率アップへの対応

すべてのレジやパソコンシステムで対応しなければなりません。

10月以降、新税率（10%）で納品書やレシート、請求書などが出せるようになっていませんか？

レジや販売管理システムをお使いの方は、新税率への対応についてメーカー等にご確認下さい。

シスポート製品をお使いのお客様への対応

シスポート製の販売管理システムは、税率変更に対応出来るように予めプログラミングされており、新たにプログラムの変更をする必要はありません。（無償対応）

しかしながら、然るべき手順でマスターなどの変更登録をし、9月末日までの処理と10月1日からの処理が適切に行えるように、お客様の方で予め作業をしていただく必要があります。

お使いのシステムに沿った手順書を順次お送りいたしますので、その手順書に従って作業を進めて下さい。（保守契約を締結いただいてないお客様へは有償対応となります）

2. 軽減税率への対応

酒類を除く食料品など一部の品目は軽減税率の対象となり、消費税が8%に、それ以外の品目は10%になります。それに伴い軽減税率対象品目を取り扱っておられるところは、「区分請求書等保存方式」に則った納品書や請求書の発行が必要となります。

レジや販売管理システムをお使いの方は、軽減税率への対応についてメーカー等にご確認下さい。

シスポート製品をお使いのお客様への対応

「区分請求書等保存方式」に則った納品書や請求書が発行出来るようにプログラムを修正する必要があります。（有償対応）

【9月末日までに納品～支払を完了した場合は軽減税率対策補助金（補助率3/4）の対象となります】
対象商品を取り扱っておられると思われるお客様には弊社からご案内を差し上げており、順次、具体的な対応についてご提案させていただいております。

お願い

軽減税率対象商品を取り扱っていて、区分請求書等保存方式に対応した納品書や請求書を発行しなければならないにもかかわらず、弊社からご案内を差し上げていないシスポートユーザーの会社様がございましたら、恐れ入りますが至急ご連絡下さいますようお願いいたします。

お問合せはお気軽にシスポート（山口、西田、岡）まで